

資料1 郡山市総合教育会議の運営について

1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の概要

1 総合教育会議の設置

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。(第1条の4第1項、第2項、第3項)

2 大綱の策定

- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、当該地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。(第1条の3第1項)

3 会議における協議・調整

- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。(第1条の4第1項、第8項)

4 会議の運営

- 会議は、個人の秘密保持や、会議の公正が害されるときその他公益上必要と認められるときを除き、公開する。(第1条の4第6項)
- 首長は、会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。(第1条の4第7項)
- 法律に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。(第1条の4第9項)

2 郡山市総合教育会議運営要綱(案)について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づき、本会議において市長及び教育委員会が別紙「郡山市総合教育会議運営要綱(案)」について協議のうえ、本要綱に基づき今後の会議を運営することとしたい。